

## 笠縫学区まちづくり協議会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 笠縫学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）規約第12条第6項の規定に基づき、協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、協議会規約第7条第6号、第9条第1項および第12条第5項各号に規定するもののほか、協議会総会に提案する必要な事項等について、協議・調整するものとする。

2 運営委員会は、前項に規定するもののほか、会長が指示をした事項について、協議・調整するものとする。

(関係者の出席)

第3条 運営委員会は、必要に応じて会員、その他関係者の出席を求め、説明および意見を聴くことができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。